

事業主各位

廃棄物の焼却施設（ダイオキシン）における業務従事者 に係る特別教育のご案内

一般社団法人日本ボイラ協会鳥取支部

ダイオキシン類は、人体に対して発ガン性、生殖機能、免疫機能低下等の影響が指摘されています。

廃棄物焼却設備内におけるダイオキシン類のばく露による健康障害防止のため、ばい塵及びその他の燃え殻の取扱者、設備の保守点検者、施設・設備の解体作業従事者に対し、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則36条第34号～第36号の規定により、当該業務に従事する者に対して特別教育を行なはなければならないと定められております。

廃棄物焼却設備における作業従事者の健康障害を防止するため、標記教育を下記の要領で開催いたしますので、関係者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

「特別教育」を行わなかった場合は、・・・・（違反の罰則6月以下の懲役または、50万円以下の罰金）

※廃棄物の焼却設備とは、ダイオキシン類特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる
廃棄物焼却炉を有する施設を指します。

1. 講習実施者 一般社団法人日本ボイラ協会鳥取支部
鳥取市若葉台南1-17 （一社）鳥取県労働基準協会会館内
2. 講習日程・会場

開催日	場 所	定 員	時 間
平成29年7月6日(木)	鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉市山根529-2	50名	13:00～17:30

3. 受講定員なり次第締め切ります。
4. 受講料等

会 員	12,500円	(テキスト代、消費税を含む)
非会員	13,500円	(テキスト代、消費税を含む)
5. カリキュラム

科 目	時 間
ダイオキシン類の有害性	30分
作業の方法及び事故の場合の措置	1時間30分
作業開始時の設備の点検	30分
保護具の使用方法	1時間30分
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関して必要な事項	30分

※ 所定の講習科目を全て受講された方には、修了証を交付いたします。

6. 申込方法

(1) 下記受講申込書に受講料を添えて申込みください。郵送又は FAX でも受け付けます。

〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17 (一社)鳥取県労働基準協会会館内

Tel 0857-38-6178 FAX 0857-38-6188

(2) 振込先

① 鳥取銀行鳥取支店 (普通預金) NO. 1141461
(講座名義人) (一社) 日本ボイラ協会鳥取支部

② ゆうちょ銀行 (普通預金) 記号 15280 No. 7920651
(口座名義人) (一社) 日本ボイラ協会鳥取支部

7. その他

(1) 受講申し込み後の取消は、開催日の7日前までに連絡があった場合を除き、受講料は、お返しできませんので、ご了承ください

(2) 受講申込書に記載された個人情報、講習実施の目的以外に使用することはありません。

----- 切り取り線 -----

廃棄物の焼却施設(ダイオキシン)における業務従事者に係る特別教育受講申込書

受講者名	生年月日	本籍地	
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		
	S. H 年 月 日生		

上記のとおり申し込みます。

所在地 〒 _____

事業場名 _____

Tel _____ FAX _____

平成 年 月 日

一般社団法人日本ボイラ協会 鳥取支部長 殿